

令和3年福島県沖地震 須賀川市被災の記録

令和3年12月

須賀川市

「令和3年福島県沖地震 須賀川市被災の記録」

被災状況写真	1
1 被害状況	3
2 経過（時系列記録）	6
3 市の動き	7
4 各種支援制度	
(1) り災証明書等	8
(2) 見舞金・貸付金・給付金	9
(3) 税等（減免・延長）	13
(4) 医療・介護	19
(5) 子育て・教育	20
(6) 住宅	23
(7) 農業・商工業	27
(8) 衛生・健康・災害ごみ	29

～参考資料～

- ・令和3年福島県沖を震源とする地震 各種支援制度のご案内（第3版）

令和3年福島県沖地震の概要

- (1) 検知時刻
令和3年2月13日(土)午後11時8分
- (2) 発生時刻
令和3年2月13日(土)午後11時7分
- (3) 震源及び規模(暫定値)
場所:福島県沖(北緯37度43.7分、東経141度41.9分)
震源の深さ:55km
規模:マグニチュード7.3
- (4) 須賀川市の震度 6弱

被災状況写真



中町地内



福島病院前



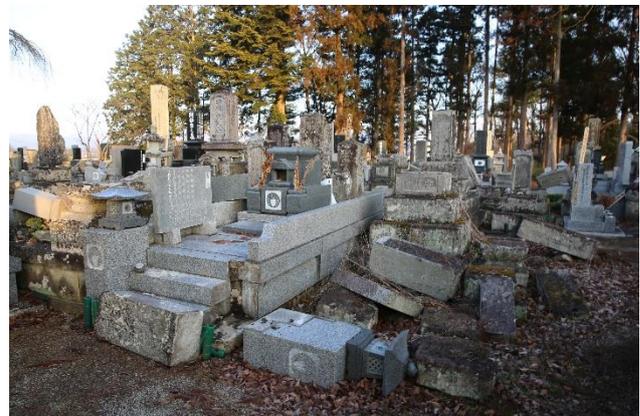
岩瀬地内



泉田地内



大久保地内 (その1)



大久保地内 (その2)





大東地域体育館



博物館



長沼学校給食センター



tette (市民交流センター)



すかがわ観光物産館 flatto (ふらっと)

1 被害状況

(1) 人的被害
軽傷者 5人

(2) 物的被害(令和3年12月31日現在)

ア 家屋被害(り災証明書発行)状況

被害区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	
被害件数	6	9	17	
被害区分	半壊	準半壊	一部損壊	計
被害件数	119	532	1,588	2,271

イ 公共施設被害

区分	名称	被害状況
市庁舎等	市庁舎	外構インターロッキングブロックの割れ等 空調設備からの水漏れ
	榊衝市民サービスセンター	北側空調近くの内壁2ヶ所亀裂
学校等施設	第一小学校	1・2階踊り場の壁落下(西側の壁) 暖房・消火栓の不具合 体育館連絡通路等のひび等
	第二小学校	オイル感震器作動ランプ点灯 体育館内部、外回りの破損
	第三小学校	落下物多数、屋上オイルタンク落下 体育館連絡通路の破損等
	西袋第一小学校	教室壁、天井一部損壊 体育館ステージ壁一部損壊 ミシン台3台落下破損 校庭藤棚支柱一部損傷 ファンヒーター灯油タンク脚部損傷 エキスパンジョイント部分一部損壊等
	稲田学園	アスファルトのひび、支柱の傾き、校庭のひび等
	小塩江小学校	屋内運動場外壁等崩落 校舎内一部壁破損、ガラス破損等 多目的ホール壁面ひび 送油ポンプ管故障
	阿武隈小学校	改修工事校舎つなぎ部分コンクリート玄関ドア破損 ガラス破損 キュービクル警報の不具合 エキスパンジョイント部分一部損壊等
	仁井田小学校	校舎つなぎ目ジョイント部分破損(金具欠落)、基礎にひび
	柏城小学校	展示ケースガラス破損 エキスパンジョイント部分破損
	白江小学校	理科室天井一部落下

		理科室天井隅ひび割れ 図書館エアコンカバー落下
	第一中学校	校舎内ジョイント部分に亀裂等 信電、窓枠落下、天井からブロック 片落下 屋内運動場半壊
	第二中学校	武道館・卓球場天井落下 体育館ドア破損 職員室内ロッカー落下、ガラス破損
	西袋中学校	武道館・卓球場天井落下 体育館ドア破損 職員室内ロッカー落下、ガラス破損
	小塩江中学校	校舎内壁面のクラック等
	岩瀬中学校	天井の剥がれ等
	長沼給食センター	厨房機器に被害あり、天井落下
保育所	第二保育所	正面門下のタイル壊れ 2 か所、南側 駐車場門下コンクリート亀裂 所庭地面の亀裂、側溝周りのコンク リートひび割れ りす組天吊りエアコンのずれ
福祉施設	たけのこ園	外壁クラック 20 カ所以上発生 トイレの床、壁の一部損傷
	芦田塚小規模通所作業所	外壁の一部剥離、側溝にズレ 建物裏の崖に大きなヒビ
文化施設	博物館	エレベーター、外壁等の一部破損、 資料の一部破損
	風流のはじめ館	壁、柱、天井等のズレ、建具等破損
	特撮アーカイブセンター	資料の部分的破損
	歴史民俗資料館	資料の一部破損
	牡丹会館	ピオニーホール ・展示ケース一部損壊 ・エアコンカバー一部損壊
社会教育施設	大東公民館	講堂の天井(20 cm×50 cm)落下
	須賀川アリーナ	メインアリーナ天井(1m×1.4m)落 下
	大東地域体育館	2 階ガラス 6 枚破損 (南側 4、北側 2 窓枠ごと落下) 網戸一枚落下、北側外壁損傷
	小塩江公民館	外階段の外壁が破損し落下、玄関ス ロープ一部破損、駐車場クラック
	ふくしま森の科学体験センター	レストラン入り口付近の冷暖房のダ クト破損 レストランの照明破損 4 箇所
	市民交流センターtette	空調設備からの水漏れ 図書館において本が散乱 図書システムで不具合が発生 天井壁の一部損壊
	武道館	弓道場の的場の土が崩れる
	仁井田公民館	印刷室天井一部破損

	並木町運動場	300mトラック及び周囲のランニングコースの一部に亀裂
	泉田総合スポーツ広場	グラウンド一部に亀裂
	いわせグリーン球場	スコアボード内蛍光灯器具損傷 スコアボード得点板枠損傷 スコアボード脇フェンス、階段損傷
公営住宅	山寺北団地	外壁クラック発生 ・3号棟 避雷針落下により駐車車両損傷 玄関開かない住戸あり ・8号棟 エキスパンジョイント破損
	上野団地	基礎割れ
	山ノ坊団地	玄関前不陸拡大、玄関ドア歪み
	弘法坦団地	エキスパンジョイント破損
	その他公共施設	コミュニティプラザ
	市民温泉	配管にズレが生じ使用不可
	七ツ石倉庫	外壁の一部損壊
	いわせ保健センター	屋根瓦3枚破損 温水プール屋根支柱破損
	藤沼湖周辺施設(コテージ)	窓ガラス一部損壊、壁一部損壊・亀裂、洗面台破損、電子レンジ落下破損
	藤沼湖周辺施設(三世代交流館)	浴室内壁亀裂、駐車場地割れ
	藤沼湖周辺施設(バーベキュー施設)	排水管亀裂
	藤沼湖周辺施設(ふるさと体験館)	出入口基礎亀裂、トイレ排水管亀裂
	町会所会館	内壁一部損壊

ウ 農業被害

種 別	箇所数、面積	被害額(千円)
農業用施設(農道、水路、堰等)	73 箇所	62,583
林道(法面崩れ、路盤破損等)	5 路線	4,420
合 計	78 箇所	67,003

エ 道路等被害

種 別	箇所数	被害額(千円)	内 容
道 路	130 か所	146,935	路面損傷等
水 道	13 か所	1,500	連合給水管断水、給水管 12 か所破損
下水道	7 か所	3,203	マンホール周辺クラック(重複あり) ※下水道施設課対応分 2 か所
市指定史跡	1 か所	精査中	長沼城址落石
事業者被害	374 件	1,055,400	
計	523 件	1,207,038	

2 経過(時系列記録)

令和3年2月13日～24日

月	日	時刻	できごと
2月	13日(土)	23:08	地震発生(震度6弱)
		23:09	防災行政無線自動起動放送
		23:38	警察署リエゾン(2名)到着
	14日(日)	0:10	【道路河川課】パトロール開始(2班)
			消防署リエゾン(2名)到着
		0:35	自衛隊リエゾン(1名)到着
		1:00	自衛隊リエゾン(2名)到着
		1:25	第1回災害対策本部会議
		2:15	避難所開設(稲田公民館)
		2:22	県リエゾン(1名)到着
		7:55	第2回災害対策本部会議
		8:15	県中地方振興局より、災害救助法適用の連絡
		13:00	庁内対策会議(外部団体以外の庁内会議)
	17:00	避難所閉鎖(稲田公民館)	
	15日(月)	8:30	【建築住宅課】建物応急危険度調査開始
			【社会福祉協議会】災害ボランティアセンター開設
		13:00	【税務課】り災証明書申請受付開始(2階ウルトラ会議室)
16日(火)	9:00	【環境課】災害廃棄物仮置き場開設(牡丹園西側駐車場)	
24日(水)	-	【税務課】被害家屋調査開始	

3 市の動き

(1) 避難所の開設状況

施設名	世帯	人数	備考
稲田公民館	0世帯	0人(1世帯3人 5:45退所)	2月14日閉鎖

(2) 他自治体からの人的支援状況

自治体名	派遣人数(人)	延べ人数(日)	備考
福島県	5	11	家屋調査(非木造)

(3) 義援金・寄附金・救援物資の状況(令和3年12月31日現在)

受納日	支援元	種類	金額	担当
令和3年4月6日(火)	匿名	義援金	30,401円	社会福祉課
5月10日(月)	須賀川市赤十字奉仕団	義援金	36,000円	社会福祉課
6月15日(火)	個人	義援金	1円	社会福祉課
10月26日(火)	須賀川市赤十字奉仕団	義援金	55,165円	社会福祉課
合計			121,567円	

4 各種支援制度（実績は令和3年12月末時点）

(1) リ災証明書等

1 リ災証明書の交付

支援の内容	リ災証明書は、住宅に被害を受けた居住者に対して、住宅の被害の程度を証明するもの。 ※リ災証明書は、国等の各種支援措置を受ける場合の判断基準となるもの。
対象者	令和3年2月13日に発生した地震により住家の被害を受けた市内居住者
担当	税務課 固定資産税係
実績	2,282件（全壊：6件、大規模半壊：9件、中規模半壊：17件、半壊：119件、準半壊：532件、一部損壊：1,599件）

2 被災証明書の交付

支援の内容	被災証明書は、家財や自動車など住宅以外の被災の事実を証明するもの。窓口で申請すると、その場で被災証明書を交付。
対象者	令和3年2月13日に発生した地震により家財や自動車など住宅以外に被災を受けた方
担当	税務課 固定資産税係 商工課
実績	個人 320件 事業者 50件

(2) 見舞金・貸付金・給付金

3 災害見舞金

支援の内容	災害により住居に被害のあった世帯に対し、災害見舞金を給付。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>全壊</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>半壊（大規模半壊および中規模半壊を含む）</td> <td>5万円</td> </tr> </table>	全壊	10万円	半壊（大規模半壊および中規模半壊を含む）	5万円
全壊	10万円				
半壊（大規模半壊および中規模半壊を含む）	5万円				
対象者	現住する住居に「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の「り災証明書」を受けた世帯 <p>※建物の所有者であっても、居住されていなかった場合については対象とならない。</p> <p>※倉庫、店舗等については対象とならない。</p>				
担当	社会福祉課 福祉総務係				
実績	145件 7,500,000円（全壊5件、半壊等140件）				

4 災害援護資金貸付金

支援の内容	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けする。貸付限度額等は、次のとおり。																									
	貸付限度額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>※住居を建て直す場合</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住宅の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>※住居を建て直す場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>※住居を建て直す場合</td> <td>350万円</td> </tr> </table>	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	※住居を建て直す場合	350万円	エ 住宅の全壊	350万円	2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	※住居を建て直す場合	250万円	ウ 住居の全壊	250万円	※住居を建て直す場合	350万円
1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																										
ア 当該負傷のみ	150万円																									
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																									
ウ 住居の半壊	270万円																									
※住居を建て直す場合	350万円																									
エ 住宅の全壊	350万円																									
2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合																										
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																									
イ 住居の半壊	170万円																									
※住居を建て直す場合	250万円																									
ウ 住居の全壊	250万円																									
※住居を建て直す場合	350万円																									
	貸付利率	年1.5%（据置期間中は無利子）																								
	据置期間	3年（特別の場合は5年）																								
	償還期間	10年（据置期間を含む。）																								

	償還方法	年賦、半年賦又は月賦												
	申込期限	令和3年5月31日（月）												
対象者	<p>以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。</p> <p>(1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上</p> <p>(2) 家財の3分の1以上の損害</p> <p>(3) 住居の半壊又は全壊</p> <p>※貸付を受けるには連帯保証人をつけることが必要。</p> <p>※所得制限がある。</p> <table border="1" data-bbox="448 719 1310 1106"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における令和元年中の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円以下</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円以下</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円以下</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table>		世帯人員	市町村民税における令和元年中の総所得金額	1人	220万円以下	2人	430万円以下	3人	620万円以下	4人	730万円以下	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
世帯人員	市町村民税における令和元年中の総所得金額													
1人	220万円以下													
2人	430万円以下													
3人	620万円以下													
4人	730万円以下													
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額													
担当	社会福祉課 福祉総務係													
実績	-													

5 被災者生活再建支援制度

支援の内容	り災の程度に応じて基礎支援金及び加算支援金を給付。			
対象者	住宅が自然災害により全壊等、大規模半壊及び中規模半壊した世帯			
	り災程度	基礎支援金	加算支援金（住宅の再建方法）	
	①全壊 ②半壊解体 (※)	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)
			補修	100万円 (75万円)
			賃借（公営住宅を除く）	50万円 (37.5万円)
	③大規模 半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)
			補修	100万円 (75万円)
			賃借（公営住宅を除く）	50万円 (37.5万円)
	④中規模 半壊	なし	建設・購入	100万円 (75万円)
			補修	50万円 (37.5万円)
			賃借（公営住宅を除く）	25万円 (18.75万円)
	（括弧内の金額は、世帯人数が1人の場合の金額）			
●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象にならない。				
※半壊解体とは・・・住宅が、大規模半壊・中規模半壊・半壊し、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯				
担当	社会福祉課 福祉総務係			
実績	基礎支援金	34件		
	加算支援金	29件	合計 55,875,000円	

6 被災者特別支援金

支援の内容	住家に被害を受けた世帯で、被災者生活再建支援法に基づく基礎支援金が支給されない世帯に対して、5万円を支給。
対象者	<p>以下のいずれかに該当する世帯が対象</p> <p>(1) 中規模半壊世帯</p> <p>(2) 半壊世帯</p> <p>なお、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金が支給される世帯は、特別支援金の支給対象外となる。</p> <p>※特別支援金を受給した後、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けた場合は、特別支援金を返還する。</p>
担当	社会福祉課 福祉総務係
実績	98件 4,900,000円

(3) 税等（減免・延長）

7 個人市県民税の減免

<p>支援の内容</p>	<p>個人市県民税の災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減免。</p> <p>●減免対象となる期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 : 令和3年度全期分 ・給与特別徴収 : 令和2年度のうち令和2年2月徴収分から令和3年5月徴収分まで 令和3年度全期分 ・年金特別徴収 : 令和2年度2月徴収分 令和3年度全期分 <p>●個人市県民税の減免割合</p> <p>納税義務者の所有に係る住宅又は家財が災害により受けた損害の程度及び減免対象年度の合計所得金額に応じた割合で減免。</p> <table border="1" data-bbox="593 1005 1251 1229"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>損害の程度が2/10以上5/10未満のとき</th> <th>損害の程度が5/10以上のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の決定</p> <p>減免決定までの間は通常どおり各納期限までにそれぞれ納付。口座振替の方は、引き落とされる。</p> <p>後日、減免決定した際は、納付額との差額を調整。</p>	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき	500万円以下	1/2	全部	750万円以下	1/4	1/2	750万円超	1/8	1/4
合計所得金額	減免の割合														
	損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき													
500万円以下	1/2	全部													
750万円以下	1/4	1/2													
750万円超	1/8	1/4													
<p>対象者</p>	<p>減免対象者（次のいずれにも該当する方）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 減免対象年度の合計所得金額が1,000万円以下の方 2 今回の地震により、納税義務者（同一生計配偶者又は扶養親族含む。）の所有する居宅又は家財に、10分の2以上の損害があった場合 <p>※地震保険などから保険金の支払いを受けた場合は、損害額から差し引き。</p> <p>※居宅の場合、り災証明書が一部損壊、準半壊は対象とならない。</p>														
<p>担当</p>	<p>税務課 市民税係</p>														
<p>実績</p>	<p>30件 2,392,700円</p>														

8 固定資産税・都市計画税の減免

支援の内容

災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減額。

対象納期限：令和2年度 第4期

令和3年度 全期

災害により固定資産（土地、家屋、償却資産）に損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対し、損害の程度に応じた割合で減免。

なお、都市計画税の減免については、固定資産税の減免と同様に取り扱う。

・土地の減免割合

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

・家屋の減免割合

損害の程度	減免の割合
全焼、全壊、流失、埋没等により原型をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構成部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき	全部
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

・償却資産の減免割合

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

●減免の決定

減免決定までの間は通常どおり各納期限までにそれぞれ納付。口座振

	替の方は、引き落とされる。 後日、減免決定した際は、納付額との差額を調整。
対象者	今回の地震により、所有する固定資産に、10分の2以上の損害があった納税義務者（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の「り災証明書」が交付された方）
担当	税務課 固定資産税係
実績	令和2年度 126件 522,800円 令和3年度 135件 1,937,700円

9 国民健康保険税の減免

支援の内容	以下の要件に該当する場合、対象となる国民健康保険税を減免。 ○対象保険税 令和2年度 ・普通徴収 第8期分以降 ・特別徴収 令和3年2月年金支払日分 令和3年度 ・令和3年4月から令和4年1月分までの月割算定額 ○住宅及び家財が災害により被害を受けたとき（被害の程度は半壊以上が対象。地震保険等の補てんがある場合は、被害割合から差し引き、被害割合が20%を下回った場合は減免にならない。また、合計所得に応じて減免割合は変わる。）。 ○災害により、納税義務者が、死亡または障がい者となったとき
対象者	国民健康保険税の納税義務者
担当	保険年金課 国保税係
実績	56件 1,389,900円

10 国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除

支援の内容	国民年金保険料全額免除。ただし、年金額を計算する時、全額免除期間は納付した場合と比べ2分の1として計算される。 免除期間 令和3年1月分から令和5年6月分まで なお、令和3年7月分以降については、改めて申請が必要となる。
対象者	国民年金第1号被保険者の方で、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること
担当	保険年金課 年金高齢者医療係
実績	-

11 後期高齢者医療保険料の減免

支援の内容	災害発生後に納期限が到来する後期高齢者医療保険料について、被害の状況により、令和2年度の保険料を減免。 ○対象保険料 令和2年度 ・普通徴収 7期分以降 ・特別徴収 令和3年2月年金支払日分 被保険者又はその属する世帯の世帯主が住宅、家財又はその他財産にその価格の10分の3以上の損害を受けた場合、減免対象となる。 (保険金等により補てんされる金額を含めて、10分の3以上の損害がある場合が対象。)
対象者	後期高齢医療保険に加入されている方
担当	保険年金課 年金高齢者医療係
実績	-

12 介護保険料の減免

支援の内容	<p>以下の要件に該当する場合、対象となる介護保険料について減免。</p> <p>○住宅及び家財が半壊以上の被害を受けた場合（地震保険等の補てんがある場合は被害割合から差し引き、被害割合が20%を下回った場合は減免になりらない。また、合計所得に応じて減免割合は変わる。）。</p> <p>○減免対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 令和2年度 8期～令和3年度 7期分 (令和4年1月末納期限分まで) ・特別徴収 令和3年2月～12月年金支払日分まで 						
対象者	65歳以上の第1号被保険者						
担当	長寿福祉課 介護保険係						
実績	<table> <tr> <td>令和2年度</td> <td>74件</td> <td>395,025円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>72件</td> <td>1,963,742円</td> </tr> </table>	令和2年度	74件	395,025円	令和3年度	72件	1,963,742円
令和2年度	74件	395,025円					
令和3年度	72件	1,963,742円					

13 市税等納期限の延長

支援の内容	<p>令和3年2月13日から令和3年4月11日までの間に納期限が到来する市税などの納期限を令和3年4月12日（月）まで延長。</p> <p>（納期限が延長となる市税等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税 第4期 ・国民健康保険税（普通徴収） 第8期 ・介護保険料（普通徴収） 第8期 ・個人市県民税（特別徴収） 2月分
対象者	令和3年2月13日から令和3年4月11日までの間に、納期限が到来する市税（個人市県民税、国民健康保険税など）及び介護保険料について課税等がある方
担当	<p>個人市県民税・固定資産税：税務課</p> <p>国民健康保険税：保険年金課 国保税係</p> <p>介護保険料：長寿福祉課</p> <p>コンビニ納付等：収納課</p>
実績	-

14 後期高齢者医療保険料の徴収猶予

支援の内容	令和2年度後期高齢者医療保険料・普通徴収（7期分）について、被保険者又はその属する世帯の世帯主が住宅、家財又はその他財産にその価格の10分の3以上の損害を受けた場合、徴収を猶予。 （保険金等により補てんされる金額を含めて、10分の3以上の損害がある場合が対象。）
対象者	後期高齢者医療保険に加入されている方
担当	保険年金課 年金高齢者医療係
実績	-

(4) 医療・介護

15 国民健康保険一部負担金の免除

支援の内容	世帯主が住家の半壊以上の被災をしている場合は、一部負担金の支払いを免除。 免除対象：診療、調剤及び訪問看護分 免除期間：令和3年2月13日から令和3年3月末まで
対象者	り災証明書の「り災程度」が半壊以上の方
担当	保険年金課 国保給付係
実績	37件 355,330円

16 介護保険サービス利用料の免除

支援の内容	被災された要介護認定者等が、介護サービスを利用した際の利用料が免除。ただし、施設に入所されている方の食費・居住費については、免除にならない。 免除期間：令和3年2月サービス利用分から令和3年3月サービス利用分まで
対象者	り災証明書のり災程度が半壊以上で、介護保険サービスを利用している方
担当	長寿福祉課 介護保険係
実績	25人 341,288円

(5) 子育て・教育

17 保育所・こども園保育料の減免

支援の内容	保育所・こども園を利用する児童の保護者が居住する住宅が半壊以上の被害を受けたとき、令和3年2月分及び3月分の保育料を減免。
対象者	保育所・こども園利用児童の保護者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方
担当	こども課 保育幼稚園係
実績	1人 29,500円

18 児童クラブ保育料の減免

支援の内容	児童クラブを利用する児童の保護者が居住する住宅が半壊以上の被害を受けたとき、令和3年2月分及び3月分の保育料を減免。
対象者	児童クラブ利用児童の保護者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方
担当	こども課 子育て支援係
実績	4人 27,000円

19 認可外保育施設入所児童の被災保護者への災害給付金

支援の内容	認可外保育施設を利用する児童の保護者が居住する住宅が、半壊以上の被害を受けたとき、令和3年2月分及び3月分の保育料減免相当額を給付。
対象者	認可外保育施設入所児童の保護者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方
担当	こども課 保育幼稚園係
実績	-

20 一時預かり事業利用児童の被災保護者への災害給付金

支援の内容	一時預かりを利用する児童の保護者が居住する住宅が、半壊以上の被害を受けたとき、令和3年2月分及び3月分の利用料相当額を給付。
対象者	一時預かり事業利用児童の保護者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方
担当	こども課 保育幼稚園係
実績	-

21 病後児保育事業利用児童の被災保護者への災害給付金

支援の内容	病後児保育を利用する児童の保護者が居住する住宅が、半壊以上の被害を受けたとき、令和3年2月分及び3月分の利用料相当額を給付。
対象者	病後児保育事業利用児童の保護者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方
担当	こども課 子育て支援係
実績	-

22 こどもセンター預かりルーム使用料の減免

支援の内容	被災された方が、家屋や家財の片付け等を目的に、預かりルームを利用する場合には、使用料を減免。 預かりルームの利用には、利用日以前の事前面接・登録が必要だが、利用日当日に面接・登録をしてそのまま預けることができる。 ・利用時間 午前9時から午後5時までの間で4時間以内（火曜日を除く） ・使用料 免除 ・期間 令和3年2月22日から令和3年3月31日まで
対象者	被災された方 被災された家族や知人等の家屋、家財等の片づけを手伝う方
担当	市民交流センターこどもセンター
実績	3人 2,700円

23 被災児童生徒に対する就学援助制度

支援の内容	お子様を小・中学校へ就学させるのが困難な方に対して、学校でかかる学用品費、学校給食費等の費用の一部を助成し、お子様の就学を援助。
対象者	次のいずれかに該当する方 (1) 住居または事業所が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方で、主たる生計維持者が離職・休職・休業せざるを得なくなった方 (2) 住居が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受け、令和2年の所得が、就学援助制度で定める基準（生活保護基準の1.3倍）以下であり、経済的に困難と認められる方
担当	学校教育課
実績	-

(6) 住宅

24 被災家屋等解体撤去支援事業（公費解体）

支援の内容	<p>地震により被災した家屋等の解体・撤去について、所有者からの申請に基づき、基準の範囲内で支援。</p> <p>(1) 公費解体 被害判定を受けた被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わり解体・撤去を行う。</p> <p>(2) 費用償還 被害判定を受けた被災家屋等について、早急な解体・撤去を要するため「公費解体」を待たずに、自らの費用負担により解体・撤去した所有者に対し、市が定める基準の範囲内で、解体・撤去に要した費用を償還。</p>
対象者	<p>(1) 被災証明書（市が発行するもの）で、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された個人所有の家屋（空き家は対象外）</p> <p>(2) 生活環境保全上支障があると市が判断した非住家（倉庫、蔵大谷石やブロックの塀 など）</p> <p>※非住家は、被害判定を行っていないため、環境課職員及び委託業者（有資格専門家）が現地確認を実施</p>
担当	環境課 環境保全係
実績	公費解体 65棟 費用償還 9棟

25 住宅の応急修理制度

<p>支援の内容</p>	<p>住宅の応急修理の対象範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に修理を要する次の箇所について実施。</p> <p>【応急修理の範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、柱、梁、床、外壁、基礎等 2 ドア、窓等の開口部 3 上下水道、電気、ガス等の配管、配線 4 衛生設備（便器、浴槽） <p>※内装のみを修理するものは、原則として対象外</p> <p>【応急修理の基準額】</p> <p>1世帯当たり、</p> <p>（半壊以上）595,000円（税込）以内</p> <p>（準半壊）300,000円（税込）以内</p> <p>なお、この制度は、限度額以内の応急修理代金を市が修理業者に支払うもの。</p>
<p>対象者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となる。 災害により住宅が準半壊、半壊、中規模半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理を行うことができない方又は大規模半壊の被害を受けた方 ※全壊の被害を受けた方でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、活用できる。 2 災害のため住家が準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯については、市において、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案して判断する。
<p>担当</p>	<p>建築住宅課 指導企画係</p>
<p>実績</p>	<p>425世帯</p>

26 被災（一部損壊）住宅修理支援制度

<p>支援の内容</p>	<p>り災割合が10%未満（一部損壊）の住宅に対する修理を支援。</p> <p>対象範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に修理を要する下記の箇所。</p> <p>【対象となる修理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、柱、梁、床、外壁、基礎等の基本部分 2 外部ドア、窓等の開口部 3 上下水道、給排気設備、電気、ガス、電話等の配管、配線 4 トイレ等の衛生設備 <p>【対象外の修理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震により被害を受けた部分以外の修理 2 外壁や基礎等の軽微なクラック（ひび割れ） 例：クラックが浅く、目地詰めだけで完了する修理 3 内装のみ修理（構造部分と同時に修理する場合を除く） 例：クロスのひびや破れを、張り替える修理 石膏ボードがはずれたがその奥の骨組み部分は壊れていない場合 4 内部のドア、ふすま、クロゼットのドアなど 5 電化製品、エアコン <p>【支給額】</p> <p>1世帯当たり、10万円</p>
<p>対象者</p>	<p>1 次の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震により住宅に「一部損壊」の被害を受けた方 (2) 20万円以上の修理を実施し、修理費の支払を完了した方 (3) 自らの資力では修理できないと認められる方 <p>※自らの資力では修理できない世帯については、市において、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案して判断する。</p>
<p>担当</p>	<p>建築住宅課 指導企画係</p>
<p>実績</p>	<p>213件</p>

27 一時的な市営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

<p>支援の内容</p>	<p>(1) 使用期間 原則3か月以内（最長1年間） ※あくまでも一時的な避難による無償提供となる。</p> <p>(2) 使用料 家賃、敷金及び駐車場使用料は免除（光熱水費、共益費は自己負担）。現状での入居。</p> <p>(3) その他 ア 照明器具、ガスコンロ、カーテン、寝具、家電製品、冷暖房はない。 イ ペット飼育禁止など、必要な注意事項は守る。 ウ 共用部分の電気代などの共益費は、各団地管理会に支払う。</p>
<p>対象者</p>	<p>須賀川市在住の方で、令和3年2月13日に発生した地震により、現在の住まいに大きな被害を受け、継続して居住することが困難となった方。</p>
<p>担当</p>	<p>建築住宅課 市営住宅係</p>
<p>実績</p>	<p>3件</p>

(7) 農業・商工業

28 市民交流センターtette使用料の免除

支援の内容	被災により営業が出来ない店舗が、市民交流センターで販売する場合の使用料を免除。 ・場所 1階tette通り及びたいまつ広場（屋外） ・期間 原則として令和3年3月31日まで
対象者	須賀川市内の事業所で被災により営業が出来ない店舗等
担当	市民交流センター 総務課 総務係
実績	6件

29 農地災害復旧事業費補助制度

支援の内容	被災した農地及び農地法面等の復旧工事を行う場合に支援。 【対象施設等】 ・農地（田、畑、樹園地） ・農道（個人や集落で管理しているもの） ・農業用排水路（個人や集落で管理しているもの） 1件当たりの復旧工事費が40万円未満（消費税含む） 補助限度額は、対象修繕費の10分の9以内（千円未満切り捨て）
対象者	復旧工事を第三者「土木業者等」へ依頼する次の方 ・農地を所有する方 ・耕作している方 ・農道や農業用排水路を管理している個人または、団体（行政区等）
担当	農政課
実績	50件 15,077,000円

30 震災対策特別資金融資制度

<p>支援の内容</p>	<p>市内に事業所を有し、一定の要件を満たす方が利用できる融資に対する支援制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金使途 運転資金、設備資金（併用可） ・ 融資限度額 1事業者 2,000万円以内 ・ 返済期間 10年以内（据置期間2年以内） ・ 利率 固定年1.5%以内 ・ 取扱期間 令和3年4月1日から令和3年9月30日まで ・ 申込先 市融資制度取扱金融機関 <ul style="list-style-type: none"> 【須賀川信用金庫市内 5店舗、 東邦銀行市内 3店舗、 福島銀行須賀川支店、 大東銀行須賀川支店、 常陽銀行須賀川支店、 県商工信用組合須賀川支店】 ・ 優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> ア 信用保証料補助 35万円まで イ 利子補給 約定利子 最大3年間全額
<p>対象者</p>	<p>令和3年2月13日に発生した地震で被害を受け、次のすべての要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市内に事業所を有する者 イ 市長が発行する地震被害による被災証明書を受けた者 ウ 市税を完納している者 エ 借入計画が適当であると認められる者
<p>担当</p>	<p>商工課</p>
<p>実績</p>	<p>50件 702,980,000円</p>

(8) 衛生・健康・災害ごみ

31 保健師等による健康相談

支援の内容	通常業務に加え、必要に応じ被災世帯への保健師等による自宅訪問や電話による保健指導を実施。
対象者	全員
担当	健康づくり課
実績	-

32 災害ごみの戸別収集

支援の内容	地震による災害廃棄物を戸別収集。(委託業者を自宅等へ派遣して収集)
対象者	地震により被害を受けた個人、中小企業
担当	環境課
実績	172戸

～参考資料～

令和3年福島県沖を震源とする地震 各種支援制度のご案内

このたびの地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このパンフレットは、皆さまの生活再建のために、市の支援制度等をまとめたものですので、ご活用ください。

掲示板

● 被災証明書

ご自身で判定し「一部損壊」の証明書を受け取る方法と、市が調査のうえ被害の程度を判定する方法があります。

※詳しくは、税務課へお問い合わせください。(P1 参照)

● 各種申請・相談は担当課へ

支援制度に関する詳しい内容は、各担当課へお問い合わせください。

※最終ページ「各種支援等相談／申請窓口」を参照ください。

※担当課がわからない場合は、75-1111（代表）へご連絡ください。

※ ウルトラFMでも災害情報を随時 放送中です。【周波数 86.8MHz】

※ 市公式LINEでも随時 情報提供を行います。

※ 最新の情報は、市ホームページからご覧いただけます。

最新情報はこちらから



市HP
災害情報

友だち登録をお願いします!



須賀川市
公式LINE



須賀川市

※本書発行日時点の制度です。申請時には、最新の情報をご確認ください。

目 次

分 野	No.	支 援 制 度 名	頁
り災証明書等	1	り災証明書の交付	1
	2	被災証明書の交付	2
見舞金・貸付金 ・給付金	3	災害見舞金	3
	4	災害援護資金貸付金【※】	4
	5	被災者生活再建支援制度	6
	6	被災者特別支援金	7
税等 (減免・延長)	7	個人市県民税の減免	8
	8	固定資産税・都市計画税の減免	9
	9	国民健康保険税の減免	11
	10	国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除	11
	11	後期高齢者医療保険料の減免【※】	12
	12	介護保険料の減免	13
	13	市税等納期限の延長【※】	14
	14	後期高齢者医療保険料の徴収猶予【※】	15
医療・介護	15	国民健康保険一部負担金の免除	16
	16	介護保険サービス利用料の免除【※】	17
子育て・教育	17	保育所・こども園保育料の減免	18
	18	児童クラブ保育料の減免	18
	19	認可外保育施設入所児童の被災保護者への災害給付金	19
	20	一時預かり事業利用児童の被災保護者への災害給付金	19
	21	病後児保育事業利用児童の被災保護者への災害給付金	20
	22	こどもセンター預かりルーム使用料の減免【※】	21
	23	被災児童生徒に対する就学援助制度	22
住 宅	24	被災家屋等解体撤去支援事業(公費解体)【※】	23
	25	住宅の応急修理制度	24
	26	被災(一部損壊)住宅修理支援制度	25
	27	一時的な市営住宅の無償提供(一時避難受入れ)【※】	27
農業・商工業	28	市民交流センターtette使用料の免除【※】	28
	29	農地災害復旧事業補助制度	28
	30	震災対策特別資金融資制度	29
衛生・健康 ・災害ごみ	31	保健師等による健康相談	30
	32	災害ごみの戸別収集【※】	30

その他

33	ボランティアの派遣【※】	31
34	電気料金などの特別措置	31

	各種支援等相談／申請窓口	32
--	--------------	----

(注意)

【※】の支援制度は、受付等が終了しているものです。

り災証明書の交付

1 支援の内容	り災証明書は、住宅に被害を受けた居住者に対して、住宅の被害の程度を証明するものです。 ※り災証明書は、国等の各種支援措置を受ける場合の判断基準となるものです。
2 活用できる方	令和3年2月13日に発生した地震により住家の被害を受けた市内居住者。
3 必要書類等	被災状況が分かる写真（スマートフォンやデジタルカメラの画像でも可）、修繕見積書 など
4 手続き	<p>り災証明書の申請交付の手続きには、次の2種類の方法があります。</p> <p>1 自己判定方式</p> <p>り災証明書の発行を窓口で申請していただくと、一部損壊（住宅全体の被害10パーセント未満で、基本的に国からの支援対象外の最低ランクの被害）の被害程度として、その場で証明書を交付します。</p> <p>ただし、一部損壊の被害程度であることに合意していただけることが前提となります。一度、自己判定方式により、り災判定を受けた場合、り災判定の変更はできません。</p> <p>注1：郵送による申請も可能ですので、詳しくは市ホームページをご確認ください。</p> <p>注2：被害の程度がご自身で判断できない場合は、被害箇所の写真を持参し、窓口で相談してください。</p> <p>2 被害調査による判定</p> <p>調査の申し込みを窓口で行っていただくと、後日調査日を通知したうえで調査員がご自宅を訪問し建物の被害調査を行います。調査結果がまとまりましたら、り災証明書を郵送します。</p> <p>注1：郵送による申請も可能ですので、詳しくは市ホームページをご確認ください。</p> <p>注2：窓口で調査を申し込みされる場合は、被害状況が分かる写真を持参してください。</p> <p>注3：自己判定方式よりも証明書の発行までお時間をいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。</p>
5 提出先	税務課 固定資産税係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午前12時、 午後1時～午後5時
7 お問い合わせ	税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125

被災証明書の交付

1 支援の内容	被災証明書は、家財や自動車など住宅以外の被災の事実を証明するものです。 窓口で申請いただければ、その場で被災証明書を交付します。 ※被災証明書は、保険の申請などに使用する場合があります。
2 活用できる方	令和3年2月13日に発生した地震により家財や自動車など住宅以外に被災を受けた方
3 必要書類等	被災状況が分かる写真（スマートフォンやデジタルカメラの画像でも可）、修繕見積書など
4 手続き	市役所の申請窓口で被災証明書交付申請書を提出してください。※申請書の様式は、窓口を設置しています。 注1：住民票で同一世帯の親族以外の方が代理で申請手続きをする場合は、委任状が必要になります。 注2：郵送による申請も可能ですので、詳しくは市ホームページをご確認ください。
5 提出先	税務課 固定資産税係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午前12時、 午後1時～午後5時
7 お問い合わせ	(個人の方) 税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125 (事業者の方) 商工課 電話 0248-88-9143

災害見舞金

1 支援の内容	<p>災害により住居に被害のあった世帯に対して、災害見舞金を給付します。</p> <p>全壊 10万円 半壊（大規模半壊および中規模半壊を含む） 5万円</p>
2 活用できる方	<p>現住する住居に「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の「り災証明書」を受けた世帯</p> <p>※ 建物の所有者であっても、居住されていなかった場合については対象となりません。</p> <p>※ 倉庫、店舗等については対象となりません。</p>
3 必要書類等	被災届、り災証明書の写し、預金通帳の写し
4 手続き	「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の「り災証明書」が交付された世帯に被災届を送付します。必要事項を記入し、り災証明書の写し、預金通帳の写しを同封のうえ返送してください。
5 提出先	社会福祉課 福祉総務係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111

災害援護資金貸付金

1 支援の内容	<p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="14">貸付限度額 [万円]</td> <td colspan="2">1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>※住居を建て直す場合</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>エ 住宅の全壊</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>※住居を建て直す場合</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>※住居を建て直す場合</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">年1.5%（据置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="2">3年（特別の場合は5年）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">10年（据置期間を含む。）</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td colspan="2">年賦、半年賦又は月賦</td> </tr> <tr> <td>申込期限</td> <td colspan="2">令和3年5月31日（月）</td> </tr> </table>	貸付限度額 [万円]	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150	イ 家財の3分の1以上の損害	250	ウ 住居の半壊	270	※住居を建て直す場合	350	エ 住宅の全壊	350	2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150	イ 住居の半壊	170	※住居を建て直す場合	250	ウ 住居の全壊	250	※住居を建て直す場合	350	貸付利率	年1.5%（据置期間中は無利子）		据置期間	3年（特別の場合は5年）		償還期間	10年（据置期間を含む。）		償還方法	年賦、半年賦又は月賦		申込期限	令和3年5月31日（月）	
貸付限度額 [万円]	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																								
	ア 当該負傷のみ		150																																						
	イ 家財の3分の1以上の損害		250																																						
	ウ 住居の半壊		270																																						
	※住居を建て直す場合		350																																						
	エ 住宅の全壊		350																																						
	2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																								
	ア 家財の3分の1以上の損害		150																																						
	イ 住居の半壊		170																																						
	※住居を建て直す場合		250																																						
	ウ 住居の全壊		250																																						
	※住居を建て直す場合		350																																						
	貸付利率		年1.5%（据置期間中は無利子）																																						
	据置期間	3年（特別の場合は5年）																																							
償還期間	10年（据置期間を含む。）																																								
償還方法	年賦、半年賦又は月賦																																								
申込期限	令和3年5月31日（月）																																								
2 活用できる方	<p>以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <p>(1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上</p> <p>(2) 家財の3分の1以上の損害</p> <p>(3) 住居の半壊又は全壊</p> <p>※貸付を受けるには連帯保証人をつける必要があります。</p> <p>※所得制限があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>市町村民税における令和元年中の総所得金額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円以下</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円以下</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円以下</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> </table>	世帯人員	市町村民税における令和元年中の総所得金額	1人	220万円以下	2人	430万円以下	3人	620万円以下	4人	730万円以下	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																												
世帯人員	市町村民税における令和元年中の総所得金額																																								
1人	220万円以下																																								
2人	430万円以下																																								
3人	620万円以下																																								
4人	730万円以下																																								
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																								

3 必要書類等	申込みに必要な書類	申込人			連帯保証人
		全半壊	家財 1/3	負傷 のみ	
	(1)災害援護資金借入申込書（所定のもの）	○	○	○	
	(2)住民票 ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの	○	○	○	○
	(3)所得証明書(令和元年份) ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの)	○	○	○	○
	(4)医師の診断書	△	△	○	
	(5)り災証明書の写し	○	○	○	
	(6) 家財の損害状況調書(所定のもの)		○		
	(7)解体証明書 ※住居を建て直す場合に必要	△			
	(8)契約書の写し等 ※補修・購入等に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況が分かる写真等	○	○		
	○…必要となる書類、△…場合によっては必要となる書類				
4 手続き	必要書類を取り揃え、市社会福祉課まで来庁願います。				
5 提出先	社会福祉課 福祉総務係				
6 受付日・時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分				
7 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111				

被災者生活再建支援制度

◆第2版～

1 支援の内容	り災の程度に応じて基礎支援金及び加算支援金を給付します。																												
2 活用できる方	<p>●住宅が自然災害により全壊等、大規模半壊及び中規模半壊した世帯が対象です。</p> <table border="1" data-bbox="470 369 1412 1120"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 369 662 414">り災程度</th> <th data-bbox="662 369 845 414">基礎支援金</th> <th colspan="2" data-bbox="845 369 1412 414">加算支援金(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 414 662 649" rowspan="3">①全壊 ②半壊解体 (※)</td> <td data-bbox="662 414 845 649" rowspan="3">100万円 (75万円)</td> <td data-bbox="845 414 1165 492">建設・購入</td> <td data-bbox="1165 414 1412 492">200万円 (150万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 492 1165 571">補修</td> <td data-bbox="1165 492 1412 571">100万円 (75万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 571 1165 649">賃借(公営住宅を除く)</td> <td data-bbox="1165 571 1412 649">50万円 (37.5万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 649 662 884" rowspan="3">③大規模 半壊</td> <td data-bbox="662 649 845 884" rowspan="3">50万円 (37.5万円)</td> <td data-bbox="845 649 1165 728">建設・購入</td> <td data-bbox="1165 649 1412 728">200万円 (150万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 728 1165 806">補修</td> <td data-bbox="1165 728 1412 806">100万円 (75万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 806 1165 884">賃借(公営住宅を除く)</td> <td data-bbox="1165 806 1412 884">50万円 (37.5万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 884 662 1120" rowspan="3">④中規模 半壊</td> <td data-bbox="662 884 845 1120" rowspan="3">なし</td> <td data-bbox="845 884 1165 963">建設・購入</td> <td data-bbox="1165 884 1412 963">100万円 (75万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 963 1165 1041">補修</td> <td data-bbox="1165 963 1412 1041">50万円 (37.5万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 1041 1165 1120">賃借(公営住宅を除く)</td> <td data-bbox="1165 1041 1412 1120">25万円 (18.75万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(括弧内の金額は、世帯人数が1人の場合の金額)</p> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p> <p>※半壊解体とは・・・住宅が、大規模半壊・中規模半壊・半壊し、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p>	り災程度	基礎支援金	加算支援金(住宅の再建方法)		①全壊 ②半壊解体 (※)	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	補修	100万円 (75万円)	賃借(公営住宅を除く)	50万円 (37.5万円)	③大規模 半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	補修	100万円 (75万円)	賃借(公営住宅を除く)	50万円 (37.5万円)	④中規模 半壊	なし	建設・購入	100万円 (75万円)	補修	50万円 (37.5万円)	賃借(公営住宅を除く)	25万円 (18.75万円)
り災程度	基礎支援金	加算支援金(住宅の再建方法)																											
①全壊 ②半壊解体 (※)	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)																										
		補修	100万円 (75万円)																										
		賃借(公営住宅を除く)	50万円 (37.5万円)																										
③大規模 半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)																										
		補修	100万円 (75万円)																										
		賃借(公営住宅を除く)	50万円 (37.5万円)																										
④中規模 半壊	なし	建設・購入	100万円 (75万円)																										
		補修	50万円 (37.5万円)																										
		賃借(公営住宅を除く)	25万円 (18.75万円)																										
3 必要書類等	<p>【基礎支援金】 預金通帳の写し</p> <p>【加算支援金】 預金通帳の写し、契約書の写し</p>																												
4 手続き	<p>「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」の「り災証明書」が交付された世帯に対し申請書を送付します。必要事項を記入し、預金通帳の写しを同封のうえ返送してください。</p> <p>※加算支援金(中規模半壊は加算支援金のみ該当。)を申請される方は、契約書の写しも必要です。</p> <p>※一定の要件を満たして大規模半壊・中規模半壊・半壊の住宅を解体した際、基礎支援金の差額が支給される場合があります。</p> <p>この場合は、「住家解体証明書」や「滅失登記簿謄本」が必要となります。</p>																												

5 提出先	社会福祉課 福祉総務係
6 受付日・時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111

No.6

【見舞金・貸付金・給付金】

被災者特別支援金

◆第2版～

1 支援の内容	住家に被害を受けた世帯で、被災者生活再建支援法に基づく基礎支援金が支給されない世帯に対して、5万円を支給します。
2 活用できる方	<p>以下のいずれかに該当する世帯が対象です。</p> <p>(1) 中規模半壊世帯 (2) 半壊世帯</p> <p>なお、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金が支給される世帯は、被災者特別支援金の支給対象外となりますので、ご注意ください。</p> <p>※被災者特別支援金を受給した後、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けた場合は、被災者特別支援金を返還していただくこととなります。</p>
3 手続き・必要書類等	<p>対象となる世帯の世帯主に申請書を郵送します。</p> <p>郵送された申請書に必要事項を記入し、預金通帳の写しを同封のうえ返送してください。</p>
4 提出先	社会福祉課 福祉総務係
5 受付日・時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
6 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111

個人市県民税の減免

1 支援の内容	<p>個人市県民税の災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減免します。</p> <p>●減免対象となる期間</p> <table border="1" data-bbox="491 360 1366 750"> <thead> <tr> <th colspan="2">税目等</th> <th>減免対象となる期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">個人市県民税</td> <td>普通徴収</td> <td>令和3年度全期分</td> </tr> <tr> <td>給与特別徴収</td> <td>令和2年度のうち 令和2年2月徴収分から 令和3年5月徴収分まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和3年度全期分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年金特別徴収</td> <td>令和2年度2月徴収分 令和3年度全期分</td> </tr> </tbody> </table> <p>●個人市県民税の減免割合</p> <p>納税義務者の所有に係る住宅又は家財が災害により受けた損害の程度及び減免対象年度の合計所得金額に応じた割合で減免します。</p> <table border="1" data-bbox="600 943 1257 1167"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>損害の程度が2/10以上 5/10未満のとき</th> <th>損害の程度が5/10以上のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の決定</p> <p>減免決定までの間は通常どおり各納期限までにそれぞれ納付願います。口座振替の方は、引き落としがされます。</p> <p>後日、減免決定がなされた際は、納付額との差額を調整します。</p>	税目等		減免対象となる期間	個人市県民税	普通徴収	令和3年度全期分	給与特別徴収	令和2年度のうち 令和2年2月徴収分から 令和3年5月徴収分まで		令和3年度全期分		年金特別徴収	令和2年度2月徴収分 令和3年度全期分	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が2/10以上 5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき	500万円以下	1/2	全部	750万円以下	1/4	1/2	750万円超	1/8	1/4
税目等		減免対象となる期間																										
個人市県民税	普通徴収	令和3年度全期分																										
	給与特別徴収	令和2年度のうち 令和2年2月徴収分から 令和3年5月徴収分まで																										
		令和3年度全期分																										
	年金特別徴収	令和2年度2月徴収分 令和3年度全期分																										
合計所得金額	減免の割合																											
	損害の程度が2/10以上 5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき																										
500万円以下	1/2	全部																										
750万円以下	1/4	1/2																										
750万円超	1/8	1/4																										
2 活用できる方	<p>減免対象者（次のいずれにも該当する方）</p> <ol style="list-style-type: none"> 減免対象年度の合計所得金額が1,000万円以下の方 今回の地震により、納税義務者（同一生計配偶者又は扶養親族含む。）の所有する居宅又は家財に、10分の2以上の損害があった場合 <p>※地震保険などから保険金の支払いを受けた場合は、損害額から差し引きます。</p> <p>※居宅の場合、り災証明書が一部損壊、準半壊は対象となりません。</p>																											
3 必要書類等	減免申請書																											
4 手続き	<p>減免対象者には、申請書類を送付していますので、必要事項を記入のうえ返送してください。</p> <p>また、これから「り災証明書」の交付を受ける方で、減免対象者となった方には、後日書類を送付します。</p> <p>なお、減免対象者と思われる方で、書類が送付されていない方は、税務課へご相談ください。</p>																											

5 提出先	税務課 市民税係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 ※り災証明書発行後に受付を開始します。
7 お問い合わせ	税務課 市民税係 電話 0248-88-9124

No.8

【税等（減免・延長）】

固定資産税・都市計画税の減免

1 支援の内容	<p>災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減額します。</p> <p>対象納期限：令和2年度 第4期 令和3年度 全期</p> <p>災害により固定資産（土地、家屋、償却資産）に損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対し、損害の程度に応じた割合で減免します。</p> <p>なお、都市計画税の減免については、固定資産税の減免と同様に取り扱います。</p> <p>○土地の減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の8</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○家屋の減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免の割合	被害面積が当該土地の面積の10分の8	全 部	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4	損害の程度	減免の割合	全焼、全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき	全 部	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の6	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
損害の程度	減免の割合																		
被害面積が当該土地の面積の10分の8	全 部																		
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8																		
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6																		
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4																		
損害の程度	減免の割合																		
全焼、全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき	全 部																		
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の6																		
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4																		

	<p>○償却資産の減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の決定</p> <p>減免決定までの間は通常どおり各納期限までにそれぞれ納付願います。口座振替の方は、引き落としがされます。</p> <p>後日、減免決定がなされた際は、納付額との差額を調整します。</p>	損害の程度	減免の割合	全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8	損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6	損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
損害の程度	減免の割合										
全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部										
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8										
損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6										
損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4										
2 活用できる方	減免対象者は、今回の地震により、所有する固定資産に、10分の2以上の損害があった納税義務者（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の「り災証明書」が交付された方）										
3 必要書類等	減免申請書										
4 手続き	減免対象者には、申請書類を送付して <u>います</u> ので、必要事項を記入のうえ返送してください。 また、これから「り災証明書」の交付を受ける方で、減免対象者となった方には、後日書類を送付します。										
5 提出先	税務課 固定資産税係										
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 ※り災証明書発行後に受付を開始します。										
7 お問い合わせ	税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125										

国民健康保険税の減免

1 支援の内容	以下の要件に該当する場合、令和3年度国民健康保険税のうち、令和3年4月から令和4年1月分までの月割算定額を減免します。 ○住宅及び家財が災害により被害を受けたとき（被害の程度は半壊以上が対象です。地震保険等の補てんがある場合は、被害割合から差し引きます。合計所得に応じて減免割合は変わります。）。 ○災害により、納税義務者が、死亡または障がい者となったとき
2 活用できる方	国民健康保険税の納税義務者
3 必要書類等	国民健康保険税減免申請書 り災証明書
4 手続き	必要書類を提出してください。 （令和2年度分を申請し、すでに減免の決定を受けている方は、改めて申請する必要はありません。）
5 提出先	保険年金課 国保税係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	保険年金課 国保税係 電話 0248-88-9136

国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除

1 支援の内容	国民年金保険料全額免除 ※ただし、年金額を計算する時、全額免除期間は納付した場合と比べ1/2として計算されます。 免除期間 令和3年1月分から令和5年6月分まで なお、令和3年7月分以降については、改めて申請が必要となります。
2 活用できる方	国民年金第1号被保険者の方で、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（保険年金課窓口に備え付けてあります。） ・り災証明書の写し（半壊以上） ・被災状況届（り災証明書があれば不用）
4 手続き	保険年金課 年金高齢者医療係窓口で申請してください。
5 提出先	保険年金課 年金高齢者医療係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	保険年金課 年金高齢者医療係 電話 0248-88-9137

後期高齢者医療保険料の減免

1 支援の内容	<p>災害発生後に納期限が到来する後期高齢者医療保険料について、被害の状況により、令和2年度の保険料を減免します。</p> <p>○対象保険料 令和2年度後期高齢者医療保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収（7期分以降） ・特別徴収（令和3年2月引落分） <p>被保険者又はその属する世帯の世帯主が住宅、家財又はその他財産にその価格の10分の3以上の損害を受けた場合、減免対象となります。</p> <p>（保険金等により補てんされる金額を含めて、10分の3以上の損害がある場合が対象です。）</p>
2 活用できる方	後期高齢者医療保険に加入されている方
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・り災証明書 ・保険金、損害賠償金等を確認できる書類 <p>上記のほか、福島県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めるもの。</p>
4 手続き	<p>必要書類を提出してください。</p> <p>※申請期限 令和3年3月31日</p>
5 提出先	保険年金課 年金高齢者医療係
6 受付日・時間	<p>平日 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>（被害にあわれた方は、お問い合わせください。）</p>
7 お問い合わせ	保険年金課 年金高齢者医療係 電話 0248-88-9137

介護保険料の減免

1 支援の内容	<p>以下の要件に該当する場合、令和3年度の介護保険料について減免します。</p> <p>○住宅及び家財が半壊以上の被害を受けた場合（地震保険等の補てんがある場合は被害割合から差し引き、被害割合が20%を下回った場合は減免になりません。また、合計所得に応じて減免割合は変わります。）。</p> <p>○減免する介護保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 1期～7期分（令和4年1月末納期限分まで） ・特別徴収 令和3年12月年金支払日分まで
2 活用できる方	65歳以上の第1号被保険者
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・り災証明書 等
4 手続き	<p>必要書類を提出してください。</p> <p>ただし、令和2年度分の申請をし、すでに減免の決定を受けている方は、改めて申請する必要はありません。</p>
5 提出先	<p>長寿福祉課 介護保険係</p> <p>◆郵送による申請の場合</p> <p>〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地</p> <p>長寿福祉課 介護保険係 宛て</p>
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	長寿福祉課 介護保険係 電話 0248-88-8117

市税等納期限の延長

1 支援の内容	<p>令和3年2月13日から令和3年4月11日までの間に納期限が到来する市税などの納期限を令和3年4月12日（月）まで延長します。</p> <p>（納期限が延長となる市税等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税 第4期 ・ 国民健康保険税（普通徴収） 第8期 ・ 介護保険料（普通徴収） 第8期 ・ 個人市県民税（特別徴収） 2月分 <p>※当初の納期限を経過した時期に、コンビニ納付、クレジット納付（Yahoo!公金支払い）を希望される場合、その取扱いができない場合があります。当初期限を経過してから、コンビニ納付やクレジット納付を希望される場合は、市収納課（0248-88-9126）で納付書の再発行を受けてください。</p>
2 活用できる方	令和3年2月13日から令和3年4月11日までの間に、納期限が到来する市税（個人市県民税、国民健康保険税など）及び介護保険料について課税等がある方
3 必要書類等	<p>納期限延長の手続きは、市が行います。</p> <p>※特に必要な書類はありません。</p>
4 手続き	
5 提出先	
6 受付日・時間	
7 お問い合わせ	<p>個人市県民税 : 税務課 電話 0248-88-9124</p> <p>固定資産税 : 0248-88-9125</p> <p>国民健康保険税 : 保険年金課 電話 0248-88-9136</p> <p>介護保険料 : 長寿福祉課 電話 0248-88-8117</p> <p>コンビニ納付等 : 収納課 電話 0248-88-9126</p>

後期高齢者医療保険料の徴収猶予

1 支援の内容	令和2年度後期高齢者医療保険料・普通徴収（7期分）について、被保険者又はその属する世帯の世帯主が住宅、家財又はその他財産にその価格の10分の3以上の損害を受けた場合、徴収猶予します。 （保険金等により補てんされる金額を含めて、10分の3以上の損害がある場合が対象です。）
2 活用できる方	後期高齢者医療保険に加入されている方
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予申請書 ・り災証明書 ・保険金、損害賠償金等を確認できる書類 上記のほか、福島県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めるもの。
4 手続き	必要書類を提出してください。 ※申請期限 令和3年3月31日
5 提出先	保険年金課 年金高齢者医療係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 （被害にあわれた方は、お問い合わせください。）
7 お問い合わせ	保険年金課 年金高齢者医療係 電話 0248-88-9137

国民健康保険一部負担金の免除

1 支援の内容	世帯主が住家の半壊以上の被災をしている場合は、一部負担金の支払いを免除します。 免除対象：診療、調剤及び訪問看護分 免除期間：令和3年2月13日から令和3年3月末まで
2 活用できる方	り災証明書の「り災程度」が半壊以上の場合、免除となります。
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金免除等申請書 ・り災証明書 ・国民健康保険証 ・窓口に来る方の本人確認ができる書類（運転免許証など） ※別世帯の方が来庁する場合は委任状が必要になります。
4 手続き	必要書類を提出してください。なお、審査後に申請者へ結果等について通知します。
5 提出先	保険年金課 国保給付係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 (被害にあわれた方は、お問い合わせください。)
7 お問い合わせ	保険年金課 国保給付係 電話 0248-88-9135

介護保険サービス利用料の免除

1 支援の内容	被災された要介護認定者等が、介護サービスを利用した際の利用料を免除します。 ただし、施設に入所されている方の食費・居住費については、免除になりません。 免除期間：令和3年2月サービス利用分から令和3年3月サービス利用分まで
2 活用できる方	り災証明書のり災程度が半壊以上で、介護保険サービスを利用している方
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料免除申請書 ・り災証明書 等
4 手続き	必要書類を提出してください。
5 提出先	長寿福祉課 介護保険係 ◆郵送による申請の場合 〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地 長寿福祉課 介護保険係 宛て
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 (被害にあわれた方は、お問い合わせください。)
7 お問い合わせ	長寿福祉課 介護保険係 電話 0248-88-8117

No.17

【子育て・教育】

保育所・こども園保育料の減免

1 支援の内容	保育所・こども園を利用する児童の保護者が居住する住宅が半壊以上の被害を受けたとき、 <u>令和3年2月分及び3月分の保育料を減免します。</u>
2 活用できる方	保育所・こども園利用児童の保護者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方
3 必要書類等	り災証明書、利用者負担額減免申請書
4 手続き	<u>対象となる世帯に必要書類などをお送りします。</u>
5 提出先	<u>こども課 保育幼稚園係</u>
6 受付日・時間	※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	こども課 保育幼稚園係 電話 0248-88-8124

No.18

【子育て・教育】

児童クラブ保育料の減免

1 支援の内容	児童クラブを利用する児童の保護者が居住する住宅が半壊上の被害を受けたとき、 <u>令和3年2月分及び3月分の保育料を減免します。</u>
2 活用できる方	児童クラブ利用児童の保護者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方
3 必要書類等	り災証明書、児童クラブ保育料減免申請書
4 手続き	<u>対象となる世帯に必要書類などをお送りします。</u>
5 提出先	<u>こども課 子育て支援係</u>
6 受付日・時間	※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	こども課 子育て支援係 電話 0248-88-8114

No.19

【子育て・教育】

認可外保育施設入所児童の被災保護者への災害給付金

1 支援の内容	認可外保育施設を利用する児童の保護者が居住する住宅が、半壊以上の被害を受けたとき、 <u>令和3年2月分及び3月分の保育料減免相当額</u> を給付します。
2 活用できる方	認可外保育施設入所児童の保護者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方
3 必要書類等	り災証明書、給付申請書 等
4 手続き	<u>対象となる世帯に必要書類などをお送りします。</u>
5 提出先	<u>こども課 保育幼稚園係</u>
6 受付日・時間	※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	こども課 保育幼稚園係 電話 0248-88-8124

No.20

【子育て・教育】

一時預かり事業利用児童の被災保護者への災害給付金

1 支援の内容	一時預かりを利用する児童の保護者が居住する住宅が、半壊以上の被害を受けたとき、 <u>令和3年2月分及び3月分の利用料相当額</u> を給付します。
2 活用できる方	一時預かり事業利用児童の保護者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方
3 必要書類等	り災証明書、給付申請書、利用した日の領収書 等
4 手続き	<u>対象となる世帯に必要書類などをお送りします。</u>
5 提出先	<u>こども課 保育幼稚園係</u>
6 受付日・時間	※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	こども課 保育幼稚園係 電話 0248-88-8124

病後児保育事業利用児童の被災保護者への災害給付金

1 支援の内容	病後児保育を利用する児童の保護者が居住する住宅が、半壊以上の被害を受けたとき、 <u>令和3年2月分及び3月分の利用料相当額を給付します。</u>
2 活用できる方	病後児保育事業利用児童の保護者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方
3 必要書類等	り災証明書、給付申請書、利用した日の領収書 等
4 手続き	<u>対象となる世帯に必要書類などをお送りします。</u>
5 提出先	こども課 子育て支援係
6 受付日・時間	※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	こども課 子育て支援係 電話 0248-88-8114

こどもセンター預かりルーム使用料の減免

1 支援の内容	<p>被災された方が、家屋や家財の片付け等を目的に、預かりルームを利用する場合には、使用料を減免します。</p> <p>預かりルームの利用には、利用日以前の事前面接・登録が必要ですが、利用日当日に面接・登録をしてそのまま預けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・利用時間 午前9時から午後5時までの間で4時間以内（火曜日を除く）・使用料 免除・期間 令和3年2月22日から令和3年3月31日まで ※預かることができる人数には、限りがあります。
2 活用できる方	被災した方 被災した家族や知人等の家屋、家財等の片付けを手伝う方
3 必要書類等	預けるお子様の保険証の写し、保護者の本人確認書類
4 手続き	利用を希望する場合には、事前に予約が必要です。 こどもセンターまでお問い合わせください。
5 受付日・時間	こどもセンター預かりルームが開館している時間 午前9時～午後5時（火曜日を除く）
6 お問い合わせ	市民交流センターこどもセンター 電話 0248-76-6687

被災児童生徒に対する就学援助制度

1 支援の内容	お子様を小・中学校へ就学させるのが困難な方に対して、学校でかかる学用品費、学校給食費等の費用の一部を助成し、お子様の就学を援助します。
2 活用できる方	次のいずれかに該当する方 (1) 住居または事業所が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方で、主たる生計維持者が離職・休職・休業せざるを得なくなった方 (2) 住居が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受け、令和2年の所得が、就学援助制度で定める基準（生活保護基準の1.3倍）以下であり、経済的に困難と認められる方
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費支給申請書 ・り災証明書の写し ・離職・休職等の状況がわかる書類の写し・・・2(1)の場合のみ（離職票、休職証明書等の写し） ・世帯状況及び所得等を調査することへの同意書・・・2(2)の場合のみ <p>※令和3年1月2日以降に須賀川市へ転入された方は、同意書の提出は不要ですが、世帯全員（未就学児・児童・生徒の分は除く）の所得証明書（令和2年所得分）を転入前の市町村より取得のうえ、提出願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳の写し（表紙）
4 手続き	各小・中学校から申請書等を取得のうえ、必要書類を添えて、学校に提出願います。
5 提出先	各小・中学校
6 受付日・時間	随時受け付けています。 (平日 午前8時30分～午後5時15分)
7 お問い合わせ	学校教育課 電話 0248-88-9168

被災家屋等解体撤去支援事業（公費解体）

◆第2版～

1 支援の内容	<p>地震により被災した家屋等の解体・撤去について、所有者からの申請に基づき、基準の範囲内で支援します。</p> <p>(1) 公費解体 被害判定を受けた被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わり解体・撤去を行います。</p> <p>(2) 費用償還 被害判定を受けた被災家屋等について、早急な解体・撤去を要するため「公費解体」を待たずに、自らの費用負担により解体・撤去した所有者に対し、市が定める基準の範囲内で、解体・撤去に要した費用を償還します。</p>
2 活用できる方	<p>(1) り災証明書（市が発行するもの）で、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された個人所有の家屋（空き家は対象外）</p> <p>(2) 生活環境保全上支障があると市が判断した非住家（倉庫、蔵、大谷石やブロックの塀 など）</p> <p>※非住家は、被害判定を行っていないため、環境課職員及び委託業者（有資格専門家）が現地確認を実施</p>
3 必要書類等	<p>①被災家屋等に係る「り災証明書」</p> <p>②身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）の写し</p> <p>③被災家屋等の配置図</p> <p>④被災家屋等に係る全部事項証明書（建物が登記されていない場合は、納税証明書の写しなど、所有者・家屋面積等がわかるもの）</p> <p>⑤被災家屋等の被災状況がわかる写真等</p> <p>⑥その他、市長が必要と認める書類</p>
4 手続き	必要書類を準備の上、下記にお問い合わせください。
5 提出先	環境課 環境保全係
6 受付日・時間	<p>(1) 公費解体：令和3年4月5日（月）～5月31日（月）</p> <p>(2) 費用償還：令和3年4月5日（月）～7月30日（金）</p> <p>(3) 時 間：平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時</p>
7 お問い合わせ	環境課 環境保全係 電話 0248-88-9130

住宅の応急修理制度

1 支援の内容	<p>住宅の応急修理の対象範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に修理を要する次の箇所について実施します。</p> <p>【応急修理の範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、柱、梁、床、外壁、基礎等 2 ドア、窓等の開口部 3 上下水道、電気、ガス等の配管、配線 4 衛生設備（便器、浴槽） <p>※内装のみを修理するものは原則として対象外です。</p> <p>【応急修理の限度額】</p> <p>1 世帯当たり、595,000 円（税込）以内 ※準半壊は 300,000 円（税込）以内</p> <p>なお、この制度は、限度額以内の応急修理代金を市が修理業者にお支払いするものです。</p>
2 活用できる方	<p>1 次の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。</p> <p>(1) 災害により住宅が準半壊、半壊、中規模半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理を行うことができない方又は大規模半壊の被害を受けた方 ※全壊の被害を受けた方でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、活用できます。</p> <p>2 災害のため住家が準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯については、市において、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案して判断します。</p>
3 必要書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅応急修理申込書 2 須賀川市が発行するり災証明書 3 施工前の修理箇所等の被災状況が分かる写真 4 資力に関する申出書（大規模半壊以上の世帯は不要） 5 所有者の同意書及び所得証明書（借家の場合）
4 手続き	<p>申込書に記入、押印（自署の場合は不要）のうえ、添付書類を添えて提出してください。</p>
5 提出先	<p>建築住宅課 指導企画係</p>
6 受付日・時間	<p>申込期限：令和3年9月30日（木） 平日 午前8時30分～午後5時15分</p>
7 お問い合わせ	<p>建築住宅課 指導企画係 電話 0248-88-9151</p>

被災（一部損壊）住宅修理支援制度

1 支援の内容	<p>り災割合が10%未満（一部損壊）の住宅に対する修理を支援します。</p> <p>対象範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に修理を要する下記の箇所です。</p> <p>【対象となる修理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、柱、梁、床、外壁、基礎等の基本部分 2 外部ドア、窓等の開口部 3 上下水道、給排気設備、電気、ガス、電話等の配管、配線 4 トイレ等の衛生設備 <p>【対象外の修理】 ※ご注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震により被害を受けた部分以外の修理 2 外壁や基礎等の軽微なクラック（ひび割れ） 例：クラックが浅く、目地詰めだけで完了する修理 3 内装のみ修理（構造部分と同時に修理する場合を除く） 例：クロスのはびきりや破れを、張り替える修理 石膏ボードがはずれたが、その奥の骨組み部分は壊れていない場合 4 内部のドア、ふすま、クロゼットのドアなど 5 電化製品、エアコン <p>【支給額】</p> <p>1 世帯当たり、10万円</p>
2 活用できる方	<p>1 次の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）地震により住宅に「一部損壊」の被害を受けた方 （2）20万円以上の修理を実施し、修理費の支払を完了した方 （3）自らの資力では修理できないと認められる方 <p>※自らの資力では修理できない世帯については、市において、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案して判断します。</p>

3 必要書類等	<p>【申請書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金支給申請書（第 1 号様式） 2 資力に関する申出書（第 6 号様式） 3 所有者の同意書及び所得証明書（借家の場合。第 7 号様式） <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 須賀川市が発行する、り災証明書 2 修理を実施したことを確認できる書類 （契約書及び領収書、見積書及び領収書など、金額と修理箇所の内訳が記載されたもの） 3 施工前・施工中・施工後写真 （写真がない場合は、施工内容証明書（第 8 号様式）） 4 振込口座番号と名義が分かる部分の通帳の写し <p>※上記の申請書類は、受付窓口にあります。（市ホームページからもダウンロードできます。）</p>
4 手続き	添付書類をお持ちになり、受付窓口で申請してください。
5 提出先	建築住宅課 指導企画係
6 受付日・時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	市役所 2 階 建築住宅課 指導企画係 電話 0248-88-9151

一時的な市営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

1 支援の内容	<p>(1) 使用期間 原則3か月以内（<u>最長1年間</u>） ※あくまでも一時的な避難による無償提供となります。</p> <p>(2) 使用料 家賃、敷金及び駐車場使用料は免除（光熱水費、共益費は自己負担）。現状での入居となります。駐車場は、空きがない場合があります。</p> <p>(3) その他 ア 照明器具、ガスコンロ、カーテン、寝具、家電製品、冷暖房はありません。 イ ペット飼育禁止など、必要な注意事項は守っていただきます。 ウ 共用部分の電気代などの共益費は、各団地管理会にお支払いいただきます。</p>
2 活用できる方	須賀川市在住の方で、令和3年2月13日に発生した地震により、現在の住まいに大きな被害を受け、継続して居住することが困難となった方。（暴力団員でないこと）
3 必要書類等	<p>①市営住宅一時使用許可申請書 ②市営住宅一時使用誓約書 ③本人が確認できる書類（運転免許証など） ④り災証明書</p> <p>※発行をお待ちの方は、被害を受けた住居（建物本体の損傷）の写真をご提示ください。</p>
4 手続き	上記必要書類等を添えてお申し込みください。
5 提出先	建築住宅課 市営住宅係
6 受付日・時間	令和3年2月16日（火）から受付を開始しています。 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	建築住宅課 市営住宅係 電話 0248-88-9152

No.28 **終了しました**

【農業・商工業】

市民交流センター t e t t e 使用料の免除

1 支援の内容	被災により営業が出来ない店舗が、市民交流センターで販売する場合の使用料を免除します。 ・場所 1階 t e t t e 通り及びたいまつ広場（屋外） ・期間 原則として令和3年3月31日まで
2 活用できる方	須賀川市内の事業所で被災により営業が出来ない店舗等
3 必要書類等	営業ができない状況が分かる写真
4 手続き	使用を希望する場合には、事前に予約が必要です。 市民交流センターまでお問い合わせください。
5 提出先	総務課 総務係
6 受付日・時間	市民交流センターが開館している時間 午前9時～午後9時（日曜・祝日は午後8時まで）
7 お問い合わせ	市民交流センター 電話 0248-73-4407

No.29

【農業・商工業】

農地災害復旧事業費補助制度

◆第2版～

1 支援の内容	被災した農地及び農地法面等の復旧工事を行う場合に支援します。 【対象施設等】 ・農地（田、畑、樹園地） ・農道（個人や集落で管理しているもの） ・農業用排水路（個人や集落で管理しているもの） 1件当たりの復旧工事費が40万円未満（消費税含む） 補助限度額は、対象修繕費の10分の9以内（千円未満切り捨て）
2 活用できる方	復旧工事を第三者「土木業者等」へ依頼する次の方 ・農地を所有する方 ・耕作している方 ・農道や農業用排水路を管理している個人または、団体（行政区等）
3 必要書類等	①田・畑等の写真（被災の状況がわかるもの） ②田・畑等の位置（箇所）・地番が分かる図面、書類 （ない場合は、受付時に農政課で確認します。） ③修繕工事に要する業者見積書
4 手続き	受付時「申請書」に記入し、必要書類を添えて提出。
5 提出先	農政課
6 受付日・時間	令和3年3月17日（水）から受付開始 平日 午前9時00分～午後5時15分
7 お問い合わせ	農政課 農林整備係 電話 0248-88-9140

震災対策特別資金融資制度

◆第2版～

1 支援の内容	<p>市内に事業所を有し、一定の要件を満たす方が利用できる融資に対する支援制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金用途 運転資金、設備資金（併用可） ・融資限度額 1事業者 2,000万円以内 ・返済期間 10年以内（据置期間2年以内） ・償還方法 原則として元金均等月賦償還 ・利率 固定年1.5%以内 ・取扱期間 令和3年4月1日から令和3年9月30日まで ・申込先 市融資制度取扱金融機関 【須賀川信用金庫市内5店舗、東邦銀行市内3店舗、福島銀行須賀川支店、大東銀行須賀川支店、常陽銀行須賀川支店、県商工信用組合須賀川支店】 ・優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> ア 信用保証料補助 35万円まで イ 利子補給 約定利子 最大3年間全額
2 活用できる方	<p>令和3年2月13日に発生した地震で被害を受け、次のすべての要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市内に事業所を有する者 イ 市長が発行する地震被害による被災証明書を受けた者 ウ 市税を完納している者 エ 借入計画が適当であると認められる者
3 必要書類等	上記金融機関へお問合せください。
4 手続き	上記金融機関へお申込みください。
5 提出先	商工課
6 受付日・時間	<p>令和3年4月1日（木）から受付開始 平日 午前8時30分～午後5時15分</p>
7 お問い合わせ	商工課 電話 0248-88-9143

No.31

【衛生・健康・災害ごみ】

保健師等による健康相談

1 支援の内容	通常業務に加え、必要に応じ被災世帯への保健師等による自宅訪問や電話による保健指導を実施しています。
2 お問い合わせ	健康づくり課 保健指導係 電話 0248-88-8123

No.32 終了しました

【衛生・健康・災害ごみ】

災害ごみの戸別収集

1 支援の内容	地震による災害廃棄物を戸別収集します。 (委託業者を自宅等へ派遣して収集)
2 活用できる方	地震により被害を受けた個人、中小企業
3 必要書類等	なし
4 手続き	<p>電話等により、住所・氏名・ごみの種類と量、被災の状況等をお伝えください。</p> <p>※可燃ごみ、ガラス・陶器・金属類等は、ごみカレンダーの分別区分に従って、ごみステーションに出してください。</p> <p>※収集できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①灯油・揮発油・農薬・薬品等の危険物 ②自動車及び自動車等の部品 ③エンジン付き大型農機具 ④庭石等の自然石 ⑤ブラウン管テレビ ⑥畳 ⑦布団、マットレス等 ⑧業者によるリフォームで発生した石膏ボード等の廃材
5 申込み先	環境課
6 受付日・時間	令和3年3月1日(月)から令和3年3月31日(水)まで 電話受付 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	環境課 電話 0248-88-9129、9130

No.33 終了しました

【その他】

災害ボランティアの派遣

1 支援の内容	地震で被害を受けた高齢者世帯・障がい者世帯へボランティアを派遣し、住宅の原状復帰及び部屋の片づけ等を支援します。
2 活用できる方	一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯
3 必要書類等	なし
4 手続き	詳しくは、下記お問い合わせ先へご連絡ください。
5 提出先	なし
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	須賀川市社会福祉協議会 電話 0248-88-8211

No.34

【その他】

電気料金などの特別措置

1 支援の内容	・不使用月の電気料金の免除 ほか ※その他の支援内容については、直接お問い合わせください。
2 活用できる方	災害救助法適用市町内の契約者
3 必要書類等	詳細は、直接お問い合わせください。
4 手続き	詳細は、直接お問い合わせください。
5 提出先	詳細は、直接お問い合わせください。
6 受付日・時間	平日 午前9時～午後5時
7 お問い合わせ	東北電力 お客さまセンター 電話 0570-550-220

市役所 各種支援等相談／申請窓口

(1) り災証明書等

支援制度	問合せ先(0248)	市役所	備考
①り災証明書の交付	税務課 88-9125	2階	
②被災証明書の交付			

(2) 見舞金・貸付金・給付金

③災害見舞金	社会福祉課 88-8111	1階	
⑤被災者生活再建支援制度			
⑥被災者特別支援金			

(3) 税等(減免・延長)

⑦個人市県民税の減免	税務課 88-9124	2階	
⑧固定資産税・都市計画税の減免	税務課 88-9125		
⑨国民健康保険税の減免	保険年金課 88-9136	1階	
⑩国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除	保険年金課 88-9137		
⑫介護保険料の減免	長寿福祉課 88-8117		

(4) 医療・介護

⑮国民健康保険一部負担金の免除	保険年金課 88-9135	1階	
-----------------	---------------	----	--

(5) 子育て

⑰保育所・こども園保育料の減免	こども課 88-8124	1階	
⑱児童クラブ保育料の減免	こども課 88-8114		
⑲⑳㉑認可外保育施設入所児童等の被災保護者への災害給付金	こども課 88-8114 88-8124		
㉓被災児童生徒に対する就学援助制度	学校教育課 88-9168	3階	各小中学校へ申請

(6) 住宅

㉕住宅の応急修理制度	建築住宅課 88-9151	2階	
㉖被災(一部損壊)住宅修理支援制度	建築住宅課 88-9151		

(7) 農業・商工業

㉙農地災害復旧事業補助制度	農政課 88-9140	2階	金融機関へ申込み
㉚震災対策特別資金融資制度	商工課 88-9143		

(8) 衛生・健康・災害ごみ

㉛保健師等による健康相談	健康づくり課 88-8123	1階	
--------------	----------------	----	--

※○の数字は、冊子内にある同じNo.の支援制度を表しています。(例：① → No.1)